

埼玉県産業技術総合センター特許等審査会設置要綱

(趣 旨)

第1条 埼玉県産業技術総合センター（以下「センター」という。）の職員が職務に関して行った発明（他機関との共同発明を含む。）であって、埼玉県職員の職務発明に関する規則（以下「規則」という。）第3条に基づく発明をセンターとして審査するとともに、既出願・登録特許等の管理を適正に行うために、センター特許等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(職 務)

第2条 審査会は、以下に掲げる事項を別紙の審査基準に基づいて、審査するものとする。

- ① 発明の内容
- ② 発明者の業務内容と発明の関係
- ③ 権利承継の判断
- ④ 既出願・登録特許等の維持管理
- ⑤ その他特許等に係る重要事項

(組 織)

第3条 審査会、別表に掲げる職にある委員をもって構成する。

2 会長は、センター長をもって充てる。

3 副会長は、副センター長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 第2条に掲げる事項を審査するため、審査会は、審査の内容について関係職員及び発明関係者並びに外部有識者及び専門家等の出席を求め、その説明または意見を聴することができる。

3 センター長が緊急に審査等を行う必要があると判断した案件については、審査会の会議を省略し、事務局が個別に委員に意見を聴することができる。

(代理出席)

第5条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の課所に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(事務局)

第6条 審査会の事務局は、センター企画・総務室とする。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、会長が別途定めるものとする。

付 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

付 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

付 則 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別 表

| | |
|------------|-----|
| 産業創造課長 | 委 員 |
| センター長 | 会 長 |
| 副センター長 | 副会長 |
| センター各室長 | 委 員 |
| センター北部研究所長 | 委 員 |